

## 環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和5年6月分）

### ◆ 対応事例

#### 対応事例 1

件名	産業廃棄物を運搬する車両について
概要	工事現場より光ケーブルの産業廃棄物を会社まで運搬するのに車両登録は必要でしょうか。また、登録が必要な場合は他県から会社に運搬する場合、他県の登録も必要になるのでしょうか。
対応	<p>お問い合わせの件について、御回答いたします。</p> <p>建設系廃棄物は元請業者に処理責任が一元化されており、運搬については以下のとおりです。</p> <p>（廃棄物処理法 21 条の3参照）</p> <p>① 貴社が工事の元請業者の場合は、貴社所有の車両を貴社社員自らが運転して産業廃棄物を運搬するのであれば自社運搬となるため、産業廃棄物収集運搬業許可は不要で車両登録も必要ありません。しかし、運搬を他社が行う場合には、産業廃棄物収集運搬業許可を有する業者等へ委託する必要があります。</p> <p>② 貴社が下請業者の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可が必要で、東京都の収集運搬業許可は車両登録が必要です。また、他県から運搬する場合には、当該県の産業廃棄物収集運搬業許可も必要になりますが、他県における車両登録の有無については、別途他県の廃棄物管轄部署へ確認していただきますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、以下のハンドブックの8ページも御参照ください。</p> <p><a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/index.files/sanpai_handbook.pdf">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/index.files/sanpai_handbook.pdf</a></p> <p>どうぞよろしくお願いたします。</p>

## 対応事例 2

件名	浄化槽の埋め殺しについて
概要	浄化槽を使用している物件で下水接続するため、浄化槽は埋め殺しをしてもよいでしょうか。
対応	<p>東京都では、工作物の地下残置は不法投棄に該当する恐れがあるため認めておりません。</p> <p>また、下水接続により浄化槽を廃止した際は、廃止から 30 日以内に浄化槽使用廃止届出書を提出することをお願いしております。</p>